

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	YMC A国際ビジネス専門学校
設置者名	学校法人横浜YMC A

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
商業・実務専門課程	観光ビジネス科	夜・通信	480 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 実務経験のある教員等による授業科目の授業時間数には、インターンシップは含まず					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	YMCA国際ビジネス専門学校
設置者名	学校法人横浜YMCA

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公開 https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	聖光学院中学校高等学校 校長	令和元年7月1日～令和4年6月30日	人事
非常勤	公益財団法人かながわ 国際交流財団相談役	令和元年7月1日～令和4年6月30日	財務
非常勤	日本基督教団紅葉坂教会 牧師	令和元年7月1日～令和4年6月30日	法務
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	YMCA国際ビジネス専門学校
設置者名	学校法人横浜YMCA

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>教養科目・専門科目に分け、さらに専門科目はホスピタリティ分野・コミュニケーション分野・一般教養の3つで構成する。1年間を前期/後期の2期に分け、必要なカリキュラムと目的を達成できるよう編成する。</p> <p>また、卒業後は円滑に職業人として職務の遂行ができるよう、決められたカリキュラムは勿論のこと、その周辺知識においても必要に応じて学習に取り入れていく。</p> <p>さらに現場で必要とされる知識・技術について、実際の現場(ホテルやレストラン等)における人材の専門性や、新たに必要となる実務に関する知識・技術について、職業現場との連携を保ちつつ情報収集を図り教育課程に反映させる。業界有識者やホテルの実務者等より会議を通して意見をいただき、それらを参考に専任教員により授業内容ポイントを授業担当教員へ年2回の講師会で伝え、授業担当教員が毎年シラバスを作成する。シラバスは年度初めに学生へ配布する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページにて公開</p> <p>https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席状況、授業態度、試験結果を総合的に評価し、60%以上の評価で単位を認定する。 ・一部演習では実技試験、またはレポート提出を実施する。 ・評価の基準を100点満点とし、評価段階は以下の基準とする。 <ul style="list-style-type: none"> A－優 (80点以上) B－良 (70点以上80点未満) C－可 (60点以上70点未満) D－不可 (60点未満) ※単位取得は認められない 	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 履修科目の成績表を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する（100点満点で点数化）。 成績の分布となる指数は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 0～49点 50～59点 60～69点 70～79点 80～89点 90～100点 <p>以上6分類とし、下位1/4に該当する人数、下位1/4に該当する指数の数値を示す。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	<p>ホームページにて公開</p> <p>https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全必須科目の単位取得、及び学費等の諸経費の完納。 各年度試験後は「卒業判定会議」を設けて決議をする。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	<p>ホームページにて公開</p> <p>https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	YMCA国際ビジネス専門学校
設置者名	学校法人横浜YMCA

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/
収支計算書又は損益計算書	https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/
財産目録	横浜 YMCA 本部に保管し、必要に応じて公表 (横浜 YMCA の HP 情報公開にて全体報告あり)
事業報告書	活動報告ブックレットとして配布 (横浜 YMCA の HP 情報公開にて報告)
監事による監査報告(書)	横浜 YMCA 本部に保管し、必要に応じて公表 (横浜 YMCA の HP 情報公開にて全体報告あり)

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業・実務専門課程	観光ビジネス科	○	—		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,845 単位時間/単位	570 /単位	240 /単位	0 /単位	0 /単位	0 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		12人	12人	1人	6人	7人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>(概要)</p> <p>ホテル・観光業界での就労するための人材を養成するため、必要なカリキュラム内容を網羅し、編成する。そして、卒業後は円滑に職業人として職務の遂行ができるよう、指定カリキュラムの範囲は勿論のこと、周辺知識においても必要に応じて学習に取り入れる。</p> <p>現場で必要とされる知識や技術については、実際の現場における人材の専門性や、新たに必要なる実務に関する知識及び技術について、ホテルやレストラン等の現場との連携をたもちつつ情報収集を図り、教育糧に反映させる。そのために、業界有識者やホテル・レストラン等の実務者等と、年2回程度会合を設けて、意見交換やインターン実習における教員の研修など活用し、学校独自の教育課程を編成する。</p> <p>上記を受け、専任教員により授業内容のポイントを授業担当教員へ伝え、授業担当教員が毎年シラバスを作成する。シラバスは年度初めに学生へ配布する。</p>

成績評価の基準・方法
(概要) (概要) ・出席状況、授業態度、試験結果を総合的に評価し、60%以上の評価で単位を認定する。 ・評価の基準を100点満点とし、評価段階は以下の基準とする。 A－優 (80点以上) B－良 (70点以上80点未満) C－可 (60点以上70点未満) D－不可 (60点未満) ※単位取得は認められない
卒業・進級の認定基準
(概要) ・全必須科目の単位取得、及び学費等の諸経費の完納
学修支援等
(概要) 担任により定期的な連絡および保護者や連絡人等を含めた面談を実施する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
13人 (100%)	1人 (7.7%)	9人 (69.2%)	3人 (23.1%)
(主な就職、業界等) ホテル業界、レストラン(飲食)業界			
(就職指導内容) 学内就職セミナーの実施。履歴書作成サポート。模擬面接の実施。 担任による個別支援。			
(主な学修成果(資格・検定等)) レストランサービス技能検定、G検定、日本語能力試験(留学生対象)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
25人	12人	48%
(中途退学の主な理由) 経済的理由、在留資格不許可(留学生)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 全体/個別で学費支援の案内を実施。アルバイト情報の調査を徹底と共に、入学前の支弁状況を確認。成績不良者には、個別に補習や補講を実施。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
観光ビジネス科	180,000 円	700,000 円	100,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
横浜YMCA ボジティブネット基金募金 (専門学校生対象)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 実践的な職業教育を目的とした学校教育の活動、その他の学校運営の状況について、成果を検証し、必要な改善を行う事により、学生がより高い水準の職業教育を享受できるような学校運営の発展を目指していく。そのために学生や卒業生、ホテル、観光業界の方々より意見を汲み取り、反映させていくと共に活動状況を分かりやすく的確に占める必要がある。 そこで学校教育活動について、ホテルや観光業界の関係者による学校関係者評価委員会を組織し、本校の理念・教育目標に照らして実施する自己評価の結果、学校の把握する課題や改善計画等に対して、評価・好評することにより、組織的また継続的な改善を図る。これにより学校と職業現場であるホテル・観光業界との相互理解を深め、連携の促進を図り、地域に開かれた学校づくりを進める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
ハイアットリージェンシー東京	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等
株式会社 ジェイ・ケイ・コネクト	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等
合同会社みらいリレーションズ あったかホームきずな	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公開 https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公開 https://www.yokohamaymca.ac.jp/kokusaibiz/about/information/
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	YMCA国際ビジネス専門学校
設置者名	学校法人横浜YMCA

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		0人	0人	0人
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。